

「市民と図書館：『市民の図書館』の到達点と課題」

嶋田 学 「市民と図書館の未来プロジェクトチーム」主査
図書館政策企画委員会委員 京都橘大学

1. 『市民の図書館』について

- ◎第1章「公共図書館とは何か」の第1節「公共図書館の基本的機能」では、その機能について資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供することであると明記し、続いてその在り方について以下のように提起している。

公共図書館は、住民が住民自身のために、住民自身が維持している機関であるから、資料を求める住民すべてのために無料でサービスし、住民によってそのサービスが評価されなければならない。

- ◎同じく1章では、公共図書館の基本的機能については、その目指すべき展望を次のように示している。

公共図書館は、資料に対する要求にこたえるだけでなく、資料に対する要求をたかめ、ひろめるために活動する。

- ◎第2項では、「知的自由と公共図書館」として以下のような考え方を示し、公共図書館の存在意義を提起している。

自由で民主的な社会は、国民の自由な思考と判断によって築かれる。国民の自由な思考と判断は、自由で公平で積極的な資料提供によって保証される。資料の提供は公共図書館によって公的に保証され、誰でもめいめいの判断資料を公共図書館によって得ることができる。この意味で公共図書館は、国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関である。

- ◎第2章「いま、市立図書館は何をすべきか」では、図書館がやらなければならないことを次のように整理している。

- (1)市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと
- (2)児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること
- (3)あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近かに置くために、全域サービス網を張りめぐらせること

- ◎そのほかの章

第3章「貸出しをのばすために」

第4章「児童サービスを広げるために」

第5章「図書館の組織網をきずくために」

→ 図書館活動の具体的な手引きとなる内容

第6章「図書費を増やすために」

第7章「サービスをすすめるための規則と権限」

→ 図書館運営のための資源と制度に関する内容

第8章「奉仕計画」

→ 現在で言うところの「サービス計画」とても政策的に検討されている。

◎第8章「奉仕計画」→ 現在で言うところの「サービス計画」

8.2 計画のたて方

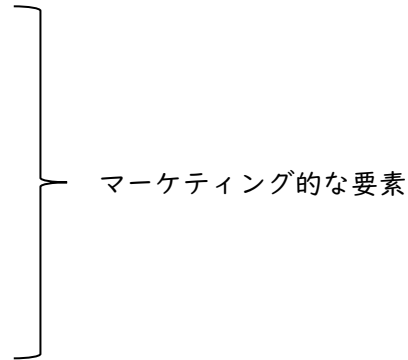
(1)市の基礎構造を調べる

A 読書要求を知る

- ・全市の年齢別人口構成
- ・地区別年齢別人口構成
- ・人口の移動 人口集中と流出状況

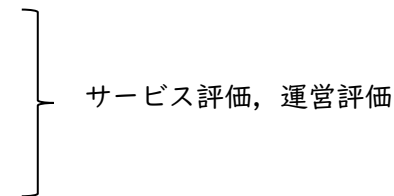
B 図書館利用の可能性を知る

- ・昼間人口
- ・産業別就業人口
- ・市内の事業者数(産業別・規模別)



(2)図書館のサービスを点検する

1. サービスは全域にわたっているか
2. サービスの方法は正しいか
3. 蔵書は市民の要求にあっているか
4. 業務は合理的能率的に組織されているか
5. 図書館のもつ条件で何が最も足りないか



2. 『市民の図書館』をめぐる議論

鈴木喜久一「日野市立図書館の10年に思う」 『図書館雑誌』1974.6

伊藤峻「『市民の図書館』はどこが間違っているか」 『みんな図書館』2000.12

(特集『市民の図書館』の三十年)

津野海太郎「市民図書館という理想のゆくえ」 『図書館雑誌』1998.5

糸賀雅児「『市民の図書館』からの脱却を」 (2001年全国図書館大会での発言)

山口源治郎の評価 『図書館界』での誌上討論 2008.1

「『市民の図書館』40年」『図書館文化史研究』2011.

「特集『市民の図書館』50年」『みんなの図書館』2020.6

◎鈴木喜久一「日野市立図書館の10年に思う」(東村山市立図書館長)

『図書館雑誌』1974.6

この日野方式を私なりに図示したい。それは利用者相手のキャッチボールのように見える。図書館側は投げるのが専門、利用者側は受けるのが専門。投げ手の側では受け手の指示とおりの球質で指示とおりの位置に投げようと必死だ。受け手は受け手であることに忠実なあまり投げ手のコンディションにまで配慮がいたらぬばかりか、投げ手とコーチの間のサインの

行違い、考えの相違に気付くほど客観的でない、監督の指示の誤りを指摘するなど思いつかない、投げ手はとにかく投げぬかなくてはならない、観客はただただ両者の真剣な取組みに拍手をおくるだけだ。

しかし私が市長部局へ移って驚いたことは、これだけの図書館に対してあまりに内部での理解が欠けていることだ。これはよくありがちなことかもしれない。日野市立図書館の実績が日本の公共図書館界全体にかかわるものであることを理解しようとしなないのは仕方ない。しかし一部の人は市民への奉仕実績にあらわれた数字の意味さえわかろうとしなかった。彼らにとって利用者とは図書館内部の問題であり、市政をすすめていく上で欠かせぬ市民とは別人の扱いでもあるかのようにだった。私が両者をかりに区別したのもここに視座をおくからだ。

しかしこのいつ謙腹するともない利用者が、運動不足に気付いて、散歩でもいい、市民の足をもって歩き出すのはいつか。

私はいま市民にとりまかれて図書館を考えている。それが市政のなかの図書館だと思っている。市民にとって図書館は素材であり、創造の苦しみは製作者自身のものである。製作者である市民の苦吟こそ市政をおすすめ図書館を切り拓いていくものと思っている。素材として身を横たえる時はじめて、図書館と市民の関りが成立つのではないか。最近の図書館理論の市民間への拡がりにも必然を感じる。

◎『図書館界』《特集・誌上討論》「現代社会において公立図書館の果たすべき役割は何か」
2004年9月, 2005年3月, 2005年11月, 2006年5月, 2007年1月, 2007年11月と掲載,
計25本の論考が寄せられた。

この誌上討論では、テーマについて以下の3つの論点が提示され、これに基づいた寄稿、依頼論文が掲載された。

- (1)『市民の図書館』を歴史的にどう評価するか
- (2)貸出中心のサービスを発展させるのか転換させるのか
- (3)現行の資料購入のあり方をどう考えるか
 - ・図書館員, 市民は『市民の図書館』の有効性を主張
 - ・研究者は, 有効性を認めつつ現在における限界を主張

- ・前田章夫「図書館(員)に欠けていた「力」」(大阪府立中央図書館) 『図書館界』2007.11
 - ・時代を読む力をもつ
 - ・行政の理解を得ることの重要性
 - ・図書館(員)に欠けていた「力」
 - 「広報(アピール)力」「企画力・発展力」「連携力」

3. 『市民の図書館』の到達点

① 読書権の確立と民主主義の土台

「誰でも、無料で、自由に」本を借りられる仕組みを全国に定着させたことは、情報格差(デジタルデバイド)を埋めるセーフティネットとして今も機能している。

② 児童サービスの定着

多くの図書館で貸出の約3~4割を児童書が占めている。これは『市民の図書館』が掲げた

「子どもの時から図書館に親しむ」戦略の直接的な成果。

③ 「暮らしに役立つ図書館」への進化

貸出中心のスタイルは、現代ではビジネス支援、医療情報提供、子育て支援など、課題解決型サービスへと発展した。「貸出」というサービスの普及が、マーケティングによる多様な課題解決サービスつながる資料利用や相談、セミナーに発展。

項目	1970年頃	2020年代	変化の推移
設置自治体数	約15%程度	約99%（市部）	ほぼ全ての市町村に普及
個人貸出冊数	約1,200万冊	約6億冊 （ピーク時7億超）	約50倍に増加
蔵書冊数	約2,800万冊	約4.5億冊	圧倒的な資料蓄積

4. 『市民の図書館』のコレクション構築の考え方

評価基準では、アウトプットとしての「貸出冊数」がクローズアップされ、それは「選書」の考え方にも反映されることとなった。

貸出しのための図書選択は、利用者の要求に合った図書を、具体的な要求がリクエストの形で出る前に選択しておくことである。（中略）

図書館がいくら良い本だといって購入しても、一度も利用されないのであれば意味がない。図書館の図書選択はあくまで、市民の図書費を図書館があずかり、市民のために図書を選ぶのである…。

一方で、このような論点も提示されています。

しかし、市民の要求と利用傾向とは一直線に結ばれていない。図書館の蔵書、つまり図書選択が利用傾向を規制し、さらに要求そのものに影響を与える。例えば天文学の図書が数冊しかない図書館では、天文学の図書を読みたい市民はあきらめてしまう。

上記の記述は、いま、現れている資料要求への応答のみで構築された蔵書では、サービス対象である市民の広範な主題要求に応えることができないことを示唆している。

5. 『市民の図書館』の《実践》の課題

公共図書館は、住民が住民自身のために、住民自身が維持している機関であるから、資料を求める住民すべてのために無料でサービスし、住民によってそのサービスが評価されなければならない。

《問い》

住民が図書館評価に関われる機会を図書館は創出することができただろうか。住民による図書館の評価とはどのようにあるべきか、というような意見交換がまず必要ではないだろうか。

公共図書館は、資料に対する要求にこたえるだけでなく、資料に対する要求をたかめ、ひろめるために活動する。

《問い》

「要求をたかめ」と「ひろめる」とは、資料要求がどのように変化することを評価するのか、具体的には示されていない。このことは、どの程度実践として考えられ、取り組まれたのだろうか。あまり、深く追求されなかったのではないだろうか。

『こうすれば利用がふえる』（日本図書館研究会）という取り組みはあったが、それは貸出の量的側面についての議論であった。

自由で民主的な社会は、国民の自由な思考と判断によって築かれる。国民の自由な思考と判断は、自由で公平で積極的な資料提供によって保証される。資料の提供は公共図書館によって公的に保証され、誰でもめいめいの判断資料を公共図書館によって得ることができる。この意味で公共図書館は、国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関である。

《問い》

公共図書館が存在する目的は、「国民の自由な思考と判断」によって「自由で民主的な社会」を築くため、と整理することができる。このことを実現させる手段として、日野市立市政図書室の存在は大きかったと考えられるが、なぜ、全国に普及しなかったのだろうか。

◎ 「日野市立図書館の10年に思う」から見える鈴木喜久一の意識

『市民の図書館』による実践は、図書館を「市民」のものにしたか…。「利用者」のものではあったが…。

図書館を市民の手にとつ意図のもとに利用者に働きかけたこともある。ちょうど利用者間に組織化の動きがあった頃だ。何人かの発起人の呼びかけにより、友の会が発会した。学習機会の共有というか、読書会や勉強会をもちたいというのが同会の発端だった。基本的に図書館利用上の組織である同会に対する働きかけは、館側の期待もむなしくどうにもカミあわないままに宙にういてしまった。同会はその後も発足の趣旨どおりに運営を続けている。

6. 『市民の図書館』の課題と展望

～言及されなかったこと・これからの時代のこと～

- ◎ 町村を含む小規模自治体の公立図書館の施策について
- ◎ 都道府県立図書館の使命と役割について
- ◎ 住民参加・協働、行政連携での図書館活動について
- ◎ デジタル社会における図書館の役割について
 - ・ デジタルインクルージョン
 - ・ デジタルシティズンシップ
 - ・ デジタルトランスフォーメーション

7. 「市民と図書館」という視座について

図書館の存在理由を「私」という主体に引きつけた議論としては、石井敦と前川恒雄による『図書館の発見 市民の新しい権利』（1973年、日本放送出版協会）が、6章3節に「市民と図書館」をおき、「考える市民になるためにこそ、公共図書館は存在する」と明確に示しています。

図書館は結局、市民とオカミ・有識者の知識・情報水準を同じくするためにあるのである。だから、これは、坐っていて与えられるものではなく、静かなしかしねばりづよい闘いによって得られるものである。

「権力」、あるいは「体制」への対抗措置として、市民の「知識・情報水準」を支える公共図書館は、市民の主体的、自主的振る舞いによって得られるものであり、政府から提示されるものではない、ということはこの一文は明確に示している。

「市民」の「図書館」というとき、その図書館は誰が作るのか？

「市民」と「図書館」という視座には、市民が図書館と向き合い、あるいは一緒に、責任を持ちながら図書館という実態を望ましいものに作りあげる自治の姿勢が込められている。

まとめ 本日の「対話」（第2部）への期待

「これからの市民と図書館のあり方について」課題と展望

レベル	問いの焦点	市民にとっての価値
個人（私）	自己実現・課題解決	私の人生を豊かにするツール
共同体（私たち） コミュニティ	交流・居場所・ケア	孤立を防ぐための広場
社会 （市民・主権者）	民主主義・知る権利	自由を守るためのコモン

私や私たち、社会のより良い未来のために、図書館をどう機能させ、実在させるか…。「自治」の視点から考えてみたい。